

岩手県告示第 830 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 19 年 12 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
奥州市国民健康保険まごころ病院	奥州市胆沢区南都田字大持 40 番地	平成 22 年 12 月 14 日
奥州市総合水沢病院	奥州市水沢区大手町三丁目 1 番地	平成 22 年 12 月 18 日
奥州病院	奥州市水沢区東大通り一丁目 5 番 30 号	〃
岩手県立大東病院	一関市大東町大原字川内 128 番地	〃